

いまさら聞けない行政用語

「支出負担行為」について

調査部研究員 沓 川 剛

1. はじめに

「支出負担行為の伝票の日付が違う。」「支出負担行為に契約書の添付がない。」

支出の事務に携わる中で、財務や会計の部門の職員からこんな指摘を受けたことはありませんか。この日常でよく見かける「支出負担行為」は、予算の執行にあたって必ず行われ、その根幹をなす重要な手続きです。しかし、その重要性はなんとなく理解していても、「支出負担行為」という文字からはその概要をイメージしづらく、また、日々の業務に追われる中では、理解を深める機会が少ないのが現状ではないでしょうか。

そこで本稿では、「支出負担行為」について、定義や意義等を改めて確認したいと思います。

2. 「支出負担行為」とは

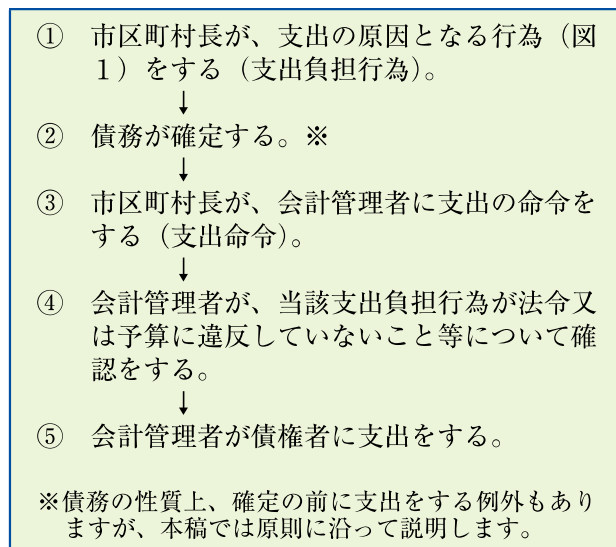
まず、「支出負担行為」の定義から確認していきます。みなさんは普段、支出の事務を行うにあたって、「支出負担行為」の伝票を起票していると思います。しかし、「支出負担行為」とは、この「起票」をすることではありません。それは、地方自治法（以下「法」という。）の第232条の3において「支出の原因となるべき契約その他の行為」と定義されています。つまり、物品の購入契約や補助金の交付決定など、「行為」を指します（具体例については図1を参照）。

図1 「支出負担行為」の例

- 物品購入や工事請負等に係る契約行為
- 補助金の交付決定
- 給与その他給付の支出の決定
- 会計間での公金の移管（振替）の決定

いずれも、「支出の原因」という言葉のとおり、予算執行の一連の流れの中で、一番初めの行為となります（図2）。

図2 予算執行（支出手続）の流れ



法第232条の3及び第232条の4より作成

3. 「支出負担行為」の意義

また、法第232条の3において、「支出負担行為」は「法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならぬ」とされています。当たり前に思えるような規定ですが、この意義を、具体的な例を挙げて見てみます。

市区町村が事業者と1,000万円の工事請負契約を締結した場合を考えてみましょう。契約の後、事業者による工事が無事に完了すれば、当然、事業者に対価の1,000万円を支払うこととなります。しかし、いざこの支払の段階になって、実は、当該事業者が工事に必要な資格を有していなかったという事実が判明したとします。または、当該支出のための予算が確保されていなかったとしたら、どうなるのでしょうか。

法的又は予算上の根拠がないことになり、1,000万円の支払ができなくなってしまう。

このようなことから、予算執行の一番初めの行為である「支出負担行為」（この例では契約締結）の時点で、法令や予算との適合を確認することが重要であるとわかります。

4. 「支出負担行為」で確認すること

次に、この法第232条の3の規定について、具体的にどのような点を確認すべきかをみていきましょう。図3にて、「法令」と「予算」に分けて整理します。

図3 法第232条の3の規定の整理

「法令に従い」とは

法律、政令、各地方公共団体の条例及び財務等に関する規則等との整合を確認すること。

例)

- 契約手続全般について
⇒「地方自治法」、「地方自治法施行令」、契約の事務等に関する規則
- 支出負担行為に必要な書類について
⇒財務に関する規則
- 金額の算定
⇒「国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律」
- 支出の相手方の選定、確認について
⇒「暴力団排除条例」

「予算の定めるところに従い」とは

- 支出科目が設定されていること。
- 支出科目の予算の範囲内であること。
- 支出の内容が支出科目の目的に沿うこと。
- 金額の妥当性（根拠となる見積書、内訳書等の金額に過誤等がないか）
- 支出の原因となる行為の適時性（今しなくてはいけないものなのか）
- 支出の原因となる行為自体の必要性等について検討すること。

なお、所管の職員が法令の規定に違反して「支出負担行為」をしたなどの結果、市区町村に損害を与えたときは、所管の職員に賠償責任（法第243条の2）が発生する場合があります。「支出負担行為」について、遵法意識と緊張感をもった執行が要請されているものです。

コラム【支出負担行為の実務上の注意点】

（図2と照らしながらご覧ください。）

1. 支出負担行為として整理する時期

支出に係る一連の手続きの中で、どの行為のときを「支出負担行為」（図2の①）のときとして捉えるかは、支出の内容によって異なり、多岐にわたります。

例)

- ・補助金の支出
⇒交付の決定をするとき
- ・公有財産（土地等）の購入に係る支出
⇒契約を締結するとき

したがって、通常は、各市区町村において、財務に関する規則（「支出負担行為手続規則」「予算事務規則」等）にて、その整理時期の区分が定められています。「支出負担行為」の伝票の日付を間違えてしまうといったことを減らすためにも、必ず読むべきものです。

また、出納整理期間*において、新たに前年度分の「支出負担行為」を行うことは認められていません（法第208条、法第235条の5）。

（*前年度における図2の③以降の未整理事項を整理するための期間）

2. 「支出負担行為兼支出命令」の使用

本来まったく異なるふたつの行為（図2の①と③）を兼ねて行えるという点で便利な運用方法ですが、注意が必要です。その使用は、支出すべき金額が図2の③の段階まで至らないと確定しないもの等（光熱水費の支払等）に限定されるべきものです。

5. おわりに

公金の支出については、厳正かつ確実な処理が求められています。それを確保するためには、支出の手続きの一番初めとなる「支出負担行為」が、極めて重要な意味を持ちます。「支出負担行為」に重大な瑕疵があるとすると、その後続く手続きにまで影響が及んでしまうからです。しかし逆にいえば、「支出負担行為」の段階で、法的又は予算上の統制がなされていれば、その後の手続きは総じて大きな問題はなく進んでいくものです。

「支出負担行為」を、単なる形式的な手続きとは捉えず、その法意と法益を常に意識し執り行うことが大切です。